

北海道開発局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準

判断項目	指名基準の留意事項
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 当局所掌の工事請負契約等に関し、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく、指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 当局発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、開発建設部長等に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る決定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 北海道開発局請負工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均数値が過去2年連続して60点未満である場合には、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均数値が過去2年連続して80点以上であること、表彰状・感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合には、十分尊重すること。</p>

判断項目	指名基準の留意事項
4 地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工事の状況	<p>当該地域における工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 技術的特性	<p>当該契約の履行にあたり、下記事項等に配慮し、同種の契約において相当な経験を有していることを総合的に勘案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (3) 気象、海象、地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。 (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
7 安全管理の状況	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと。 (2) 開発建設部等発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 開発建設部等発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
8 労働福祉の状況	<ol style="list-style-type: none"> (1) 賃金不払に関する労働基準監督署からの通報が開発建設部長等に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。

判断項目	指名基準の留意事項
9 その他	<p>(2) 開発建設部等発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p> <p>上記の各事項に留意するほか、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにすること。</p>